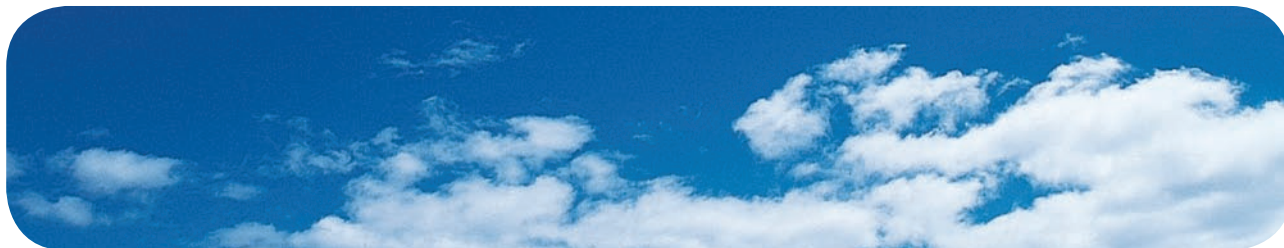


古河電工グループの CSR 基本方針



古河電工グループ各社は以下のグループ基本方針に沿ってCSR活動を展開しています。

基本方針

私たちは、古河電工グループの社会的な責任を十分認識し、「企業活動」「環境保護活動」「社会貢献活動」を通じ、全てのステイクホルダー（利害関係者）との健全で良好な関係を維持・向上させ、社会の持続的な発展に貢献します。

また、CSR活動の基本理念として、「古河電工グループ企業行動憲章」を制定しています。

古河電工グループの役職員は以下の行動憲章に基づき職務を執行します。

私たち、古河電工グループの役職員は

- ① 古河電工グループの社会的な責任を十分認識し、「企業活動」「環境保護活動」「社会貢献活動」を通じ、全てのステイクホルダー（利害関係者）との健全で良好な関係を維持・向上させ、社会の持続的な発展に貢献します。
- ② 人類社会の発展に有益な商品の開発や信頼される商品・サービスの提供を通じて、社会的に有用な企業を目指します。
- ③ 国内外の法令を遵守し、社内規則および社会規範や倫理等の社外のルールに従って行動します。
- ④ 財務諸表をはじめとした企業の情報は、事実を適正に表示し、適切に開示します。
- ⑤ 反社会的勢力には毅然とした態度で対応します。
- ⑥ 地球環境の保護に配慮した行動に努めます。
- ⑦ 国際社会の一員として、人権、文化、伝統を尊重します。
- ⑧ 社員が働きがいやゆとりと豊かさを感じられる企業を創ります。

古河電工 グループ 企業行動憲章

コーポレートガバナンス

取締役会・監査役会

取締役会においては、原則毎月2回の定例取締役会の開催や必要に応じた臨時取締役会の開催などにより意思決定の迅速化を図るとともに、出席する社外取締役ならびに社外監査役が議題に関する理解を十分に深め、たうえで取締役会に出席できるようサポート体制を整え、社外役員の発言を尊重して意思決定を行うことにより、取締役会

がコーポレートガバナンスの要としての業務執行の監視監督機能を十分に発揮できるようにしています。また、取締役会の下には、社長、カンパニー長ならびにチーフ・オフィサーから構成されるCSR・リスクマネジメント委員会を設け、当社グループ全体の観点から、CSRおよびリスクマネジメント活動を推進する体制を整えています。

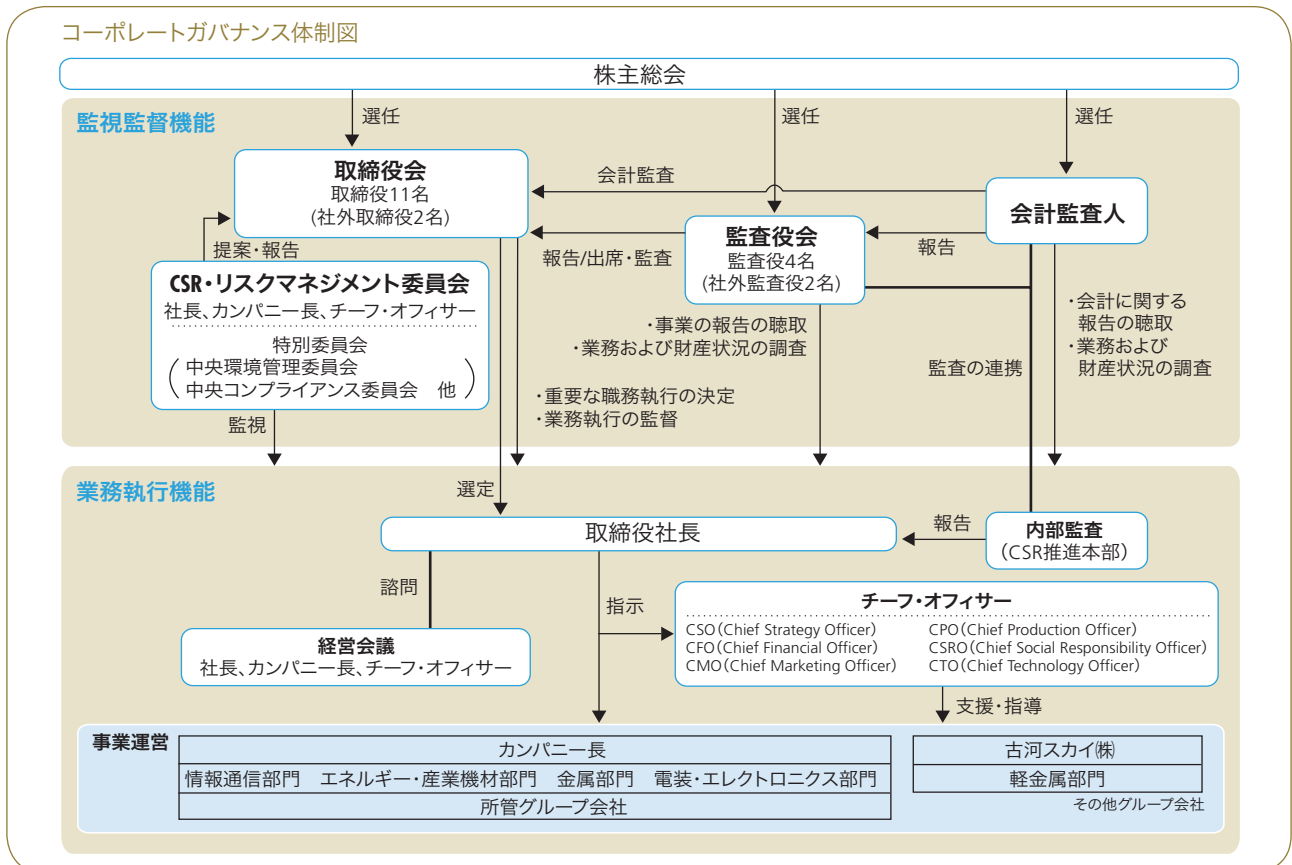
また、当社では、取締役会から制度的に独立した監査役および監査役会の機能を重視し、会社の機関設計として監査役会設置会社の形態を採用するとともに、監査役、会計監査人および内部監査部門であるCSR推進本部が、相互に情報、意見を交換するなど連携を密にし、監査機能の充実を図っています。

業務執行

当社の業務執行体制としては、カンパニー制およびチーフ・オフィサー制を敷いており、業務執行の最高責任者である社長

の下、事業運営に関してはカンパニー長が、グループ全体の戦略・資源配分・管理等に関してはチーフ・オフィサーが、それぞ

れ責任者として業務執行を行っており、その状況は、四半期毎に取締役会に報告されています。



CSRマネジメント

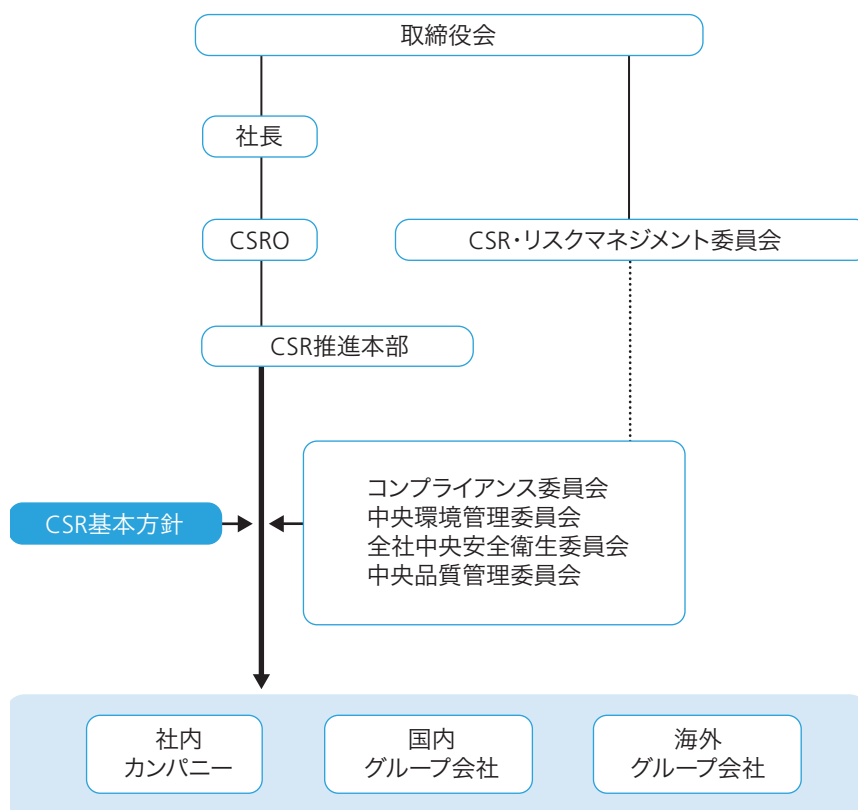
CSR推進体制

古河電工グループでは、CSR活動の更なる充実・強化を図るため、2007年2月16日付でCSRO（Chief Social Responsibility Officer）を置き、その管轄下の組織としてCSR推進本部を設置しています。CSR推進本部には、内部組織として、監査部、輸出管

理室、安全環境推進室および管理部を置き、コンプライアンス、リスク管理、安全、環境保全、社会貢献など、CSRの観点からの企業活動全般にわたるモニタリングの充実ならびにCSR関連諸活動の統一的な推進を図るとともに、万一の問題発生時には、

事実関係の調査や原因究明、善後策や再発防止策の策定・実施、対外公表等、必要な措置を適切かつ迅速に行える体制を整えています。

CSR 推進体制



なお、当社グループでは、CSR活動に加えて、CPO（Chief Production Officer）の管轄下に品質管理推進室を設置し、製造業としての社会的責任の原点である製品

の品質管理活動を推進しているほか、いわゆる「日本版SOX法」への対応については、新たに設置されたプロジェクトチームを中心に必要な体制の整備・構築を行い

当社グループ全体の財務報告にかかる信頼性の維持向上に努めるなど、内部統制全般にわたる体制整備を通して企業価値向上を図っています。

コンプライアンス

コンプライアンス

古河電工グループでは、コンプライアンスを「単に法令の遵守にとどまらず、社会の構成員としての企業および企業人に求められる価値観や倫理観に即した行動をとること」と定義し、「古河電工グループ企

業行動憲章」を倫理法令順守の基本理念として、社内教育や法令違反の点検などのコンプライアンス活動を推進しています。コンプライアンス活動を推進する機関としては、CSROを委員長とする中央コンプライ

アンス委員会を組織し、この下部組織として、各地の事業所・支社に所店コンプライアンス委員会を置いています。

コンプライアンス教育

「古河電工グループ企業行動憲章」に基づき、具体的な行動規範を示した「役職員行動指針」およびこれに解説を加えた「役職員行動指針マニュアル」を策定し、これらを社長のメッセージとともに小冊子「コンプライアンス・ハンドブック」にまと

め、全役職員に配布し、コンプライアンスについての職場内教育を実施しています。



コンプライアンス・ハンドブック

内部通報制度

当社では、コンプライアンス違反の早期発見と是正を図るため、役職員が、匿名で直接中央コンプライアンス委員会へ通報できる制度（内部通報制度）を導入しています。同制度のもとでは、独自に開発した

システムにより、通報者が匿名のまま通報受付事務局とのメールによるやり取りを可能とするなど、会社の対応についての通報者へのフィードバックなど会社・通報者間の相互連絡が可能な仕組みとなっていま

す。また、通報された調査結果とその対応については、適宜取締役会へ報告されています。